

唐津市監査委員公告

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定により実施した定期監査（地域交流部、市民環境部）の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年5月9日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

定期監査結果報告書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象とした部署

地域交流部、市民環境部

(2) 対象とした事項及び範囲

主に令和5年度における財務等に関する事務の執行及び事業の管理。一部、令和4年度及び6年度についても対象とした。

4 書類審査の期間

令和6年4月25日から令和7年4月23日まで

5 監査の着眼点

事務の執行（主として財務に関する事務の執行）及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

7 監査の結果

監査の結果、改善を要する事項及び問題点等は、別紙「是正又は改善が必要な事項」のとおりであった。

なお、軽易な事項については、指導・注意事項としてその都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略する。

是正又は改善が必要な事項

地域交流部 地域づくり課

1 がんばる地域応援事業補助金について [指摘事項]

標記補助金事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 納涼祭実施のためにA地区納涼祭実行委員会から唐津市ががんばる地域応援事業補助金（事業区分：地域の連帯感の醸成及び活性化を図るソフト事業）の申請及び市の交付決定がなされていたが、同日付けで主たる構成員が同じであるA地区町内会から別事業の実施を目的とする唐津市ががんばる地域応援事業補助金（地域力促進枠）の申請があり、市の交付決定がなされていた。

令和5年度唐津市ががんばる地域応援事業補助金（地域力促進枠）実施要領第2条第3項では「令和5年度唐津市ががんばる地域応援事業補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する地域の連帯感の醸成及び活性化を図るソフト事業の補助対象事業者は、本事業に申請することができない。」と規定されており、名称は異なっているものの、同一地区内で主たる構成員が同じである場合は同一団体と同視できるため、地域力促進枠の申請を認めるべきではなかった。

- (2) 唐津市ががんばる地域応援事業補助金の補助対象事業として交付要綱第2条第1項第2号に「地域が所有し、又は管理する施設等の整備事業」とし、補助対象事業者として第3条に「（前略）唐津市内の認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する認可地縁団体をいう。）とする。」とされているものの、認可を受けていない地縁団体から施設等の整備に関する補助申請がなされ、補助金を交付しているものが2件あった。

- (3) 団体構成員に対する日当・報償費（事務手当、役員手当等を含む。）、草刈り機・軽トラック等の借上げ料、構成員個人が自身の所有地から採取した竹木等の買上げ費用など、団体構成員に対しての支出を団体の補助対象経費に計上している事案が多く見受けられた。

唐津市補助金適正化ガイドライン（以下「補助金ガイドライン」という。）において、事業費補助の場合、団体の構成員に対する日当や報償費につ

いては、対象事業の実施に直接結びつかない経費や社会通念上妥当ではないものの一例とされている。

また、一般的に補助金は交付先の自主的な行動や自主財源の負担を基本として二次的に交付すべきものであるが、団体構成員が所有する草刈り機や軽トラック等についても自主的行動・自主財源に属するものと考えられることから、替え刃やガソリン代などの実費弁償はともかく、団体構成員への借上げ料等を団体の補助対象経費として計上すべきではないと思考する。

地域交流部 離島振興室

1 島づくり事業補助金について [指摘事項]

標記補助事業では、補助金交付要綱の中で「負担金補助金」を補助対象経費の費目としており、当初から、からつ七つの島活性化協議会への負担金の支出を想定しているが、一般的には、上部組織や下部組織への負担金等の支出は、補助金の迂回交付行為で補助金が何に使われたのか使途が不明瞭となるので、これらに類するものは補助対象外の経費とするべきであった。

適正な事務処理をされたい。

地域交流部 移住定住促進課

1 移住情報等発信事業について [指摘事項]

令和４年度に実施された標記事業は、唐津市からの転出入が最も多い福岡県に対し、唐津の魅力を発信することで、移住希望者の増加を図るとともに、唐津の認知度を向上させることを目的として、Ａ株式会社に委託されている。

委託内容のうち、「唐津の全般的な情報発信」については、①テレビ中継もしくはＶＴＲ放送５回、②テレビＣＭ１０回、③ラジオ中継等８回、④ラジオＣＭ１０回等、詳細な業務内容及び情報発信の回数が契約書で定められていたが、Ａ株式会社から提出された報告書において、契約書に定めた業務内容の回数が記載されていないものが一部あった。

報告書を受領する際には、契約書の業務内容が満たされているかなどを確認し、適切な報告書を受領されたい。

2 ふるさと回帰フェア２０２３出展に伴う旅行命令書について [指摘事項]

当該旅行において、１名あたり７７,９００円の２泊３日のパック旅行（航空運賃、宿泊代及び朝食代含む）が選定されていた。

人事課が示している『旅費の基本的な考え方』によると、パック旅行を選定するにあたっては、パック料金に夕・朝食代相当額を加えたものが、パック旅行を利用しない場合の旅費（条例に定める宿泊料定額に運賃相当を加えたもの）よりも安価となる場合にその利用が可能であるとされている。

しかし、当該旅行において選定されたパック旅行はパック旅行を利用しない場合の旅費を超過していたため、そもそも選定することができないものであった。

また、諸事情により当該パック旅行を選定せざるを得ない場合であったとしても、比較計算書によると当該旅行が決まった時点で手配できる往復航空券のみの金額は３２,３１０円であったことが示されていることから、選定されたパック旅行における宿泊料相当額は、実質上条例に定める宿泊料定額を超えており、人事課への協議をすべきであったと思考する。

旅費事務においては、規定等の趣旨を踏まえ、慎重に事務を進められたい。

地域交流部 男女共同参画課

1 男女共同参画基本計画（第5次）策定業務について [指摘事項]

標記委託事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 実施伺いにおいて、指名型プロポーザル形式の方法により実施要領を定め事務を進めていたが、業者を7者指名し、その内6者が辞退したため、1者のみで事務が進められプロポーザルの結果、提案を有効として契約されていた。

本市のプロポーザル実施ガイドラインでは、プロポーザル方式を採用する場合は、実施要領において「申請を行った者が1者の場合の取扱い」を定めるよう規定されており、実施要領にその取扱いを有効とするか、無効とするかを定めればよいとの見方ができる規定がなされているが、工事及び業務等においても準用されている唐津市建設工事等競争入札実施要綱では「1者を除いて他のすべての指名者が辞退した場合は、原則として当該入札を中止するものとする。」と規定されている。

一般的には、指名競争入札の場合、1者の入札は地方自治法の趣旨である「競争」したことにはならないと言われており、それに当てはめると一般競争入札や公募型のプロポーザル形式以外では、1者応札は認め難いと思ふする。

そもそも契約行為は地方自治法が定める競争性の原則という原点に立ち返って、安易に1者入札や随意契約をなされないよう適正な事務に努められたい。

- (2) 実施伺いにおいて、指名型プロポーザル方式を予定し、企画提案書等の提出依頼先（案）を添付し決裁されていたが、後日、担当課長により指名伺いが起案され依頼者（指名者）を決定するという、依頼先を二重に決定する事務処理がなされており、そもそも実施伺いの段階で提出依頼先、言わば指名業者が記載され周知されたということの問題性を認識されたい。

プロポーザル方式は随意契約の一つであるが、本市では、指名型プロポーザル方式を採用する場合、指名伺いで業者を選定し決定することが唐津市プロポーザル実施ガイドライン概要版【R5.5.11 改訂】に記載されており、この指名伺いは指名競争入札の際の指名伺いと同様のものであると思ふする。

2 お出かけ講座支援隊事業について [指摘事項]

標記事業事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) この出前講座事業において、呼子地域婦人会や女性の団体、個人（以下「講師等」という。）へ事業の講師を依頼しているが、具体的な仕様書が無く業務内容があいまいとなっていた。また、この業務の設計書では、呼子地域婦人会は朗読劇「5 人×2,600 円の 1 回 13,000 円」、女性の団体はグループワーク「3 人×2,600 円の 1 回 7,800 円」、個人は講演「1 回 4,600 円」として講師料を設計し、市が提示する金額と業務内容で出前講座講師を引き受けてもらっていたが、この講座の実施報告は受講申込みをした団体からの実施報告書を求めているだけでその中に講師の人数等が分かる内容の記載がなく、その講座に掛かる費用として積算した人数が適正に講座会場に出向いて講座を実施したかどうか不明瞭であった。

講師依頼先には適正な人数の人員派遣を依頼され、業務報告書では、講師の人数や講座の内容等が詳しく確認できるような報告書を求められたい。

- (2) 呼子公民館交流会実行委員会からこの出前講座の申込みがあり、呼子地域婦人会が依頼指名されていたので、市は呼子地域婦人会へ出前講座講師を依頼し、実施後に講師料を支払っていたが、呼子公民館交流会実行委員会には婦人会長が名を連ねており呼子地域婦人会はその構成員であり、その構成員が講師を行うことに對し講師料を支出することが疑問である。

3 男女共同参画推進フォーラム事業補助金について [意見・要望事項]

当課では、唐津市における男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を主催する団体に対し補助金を交付している。

このフォーラムは令和 5 年度に 29 回目を迎えており、市が現行の補助を続けて 10 年以上の期間が経過している。当初は、市が開催し数回を経て現在の団体に市民協働の観点から主催を移管した経緯があり、この補助金の交付要綱は単年度交付要綱として毎年度制定され、補助金の額は 200,000 円を限度と規定されて

いる。

定額補助の場合は、その採用理由と金額の積算根拠を明らかにすること、また、通常の補助率を超えて個別の補助率を設定する場合はその理由を客観的に説明できるようにすることとなっており、適切な補助事業の執行に努められたい。

4 女性活躍推進業務（デジタルマーケティング講座）委託業務について

[指摘事項]

標記事業は、委託先を学校法人Aとして1者随意契約を予定のうえ仕様書と設計書を作成しており、この設計書の積算で講師の謝金を8,700円としていたが、この金額は大学教授の単価でありこの単価を根拠とする説明が明確ではなかった。適正な事務処理をされたい。

地域交流部 観光文化課（虹の松原室）

1 文化連盟等補助金について [指摘事項]

標記補助金事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 標記補助金要綱第3条では、補助対象事業及び補助対象経費を規定しているが、第4条では、「補助金の限度額は、別表のとおりとする。」とし、交付する補助金の限度額をそれぞれの団体毎に個別に定めており、事業に対する補助ではなく団体の規模に対する「団体運営費補助」の様相を呈したままの内容となっていた。

事業費の補助とするならば、団体毎の限度額とはならず、事業の規模に対して補助率及び限度額を設定するべきである。

- (2) 標記補助金の補助率は補助対象経費の2/3以内と規定されているが、補助金ガイドラインによると事業費補助の場合、補助率1/2以内に設定するようになり、この上限を超える補助率を設定する場合は、その理由を客観的に説明できなければならないとされている。

当該事業の趣旨等を整理し、適正な交付となるよう整備されたい。

2 公益財団法人唐津市文化事業団補助金について [指摘事項]

標記補助金事務において、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、収支決算書と添付されていた支出等を証明する書類の金額が突合できないものや書類の編てつがされていないものがあった。

補助金額確定の根拠となる書類の審査は厳格に行い、客観的にみても疑義が生じることがないよう書類等を整備し事務処理をされたい。

地域交流部 観光文化施設課

1 南城内駐車場管理業務について [指摘事項]

標記業務については、南城内駐車場における 24 時間体制での障害対応及び防犯カメラ等の保守点検を行うことで、利用者の利便性の向上及び防犯体制の強化を図る目的で「南城内駐車場管理業務」が委託されている。また一方で、南城内駐車場機器の故障等を未然に防止し、利用者の利便性の向上を図る目的で「南城内駐車場機器保守点検業務」が同じ業者に委託されている。それぞれの業務の仕様書を確認すると業務内容が重複しており、現状では業務を分割することで非効率的な業務委託になっていると考えられ、駐車場管理業務の中で機器の定期保守点検も含めて計上し業務を委託することにより、駐車場の適切な管理ができるものではないかと思う。

適切な事務処理をされたい。

2 備品の管理について [指摘事項]

各施設に配置されている重要物品について次のような不適切な管理が見受けられた。虹の松原ホテルに配置の冷凍冷蔵ショーケース（平成 7 年 1 月購入分）が廃棄処分されているにもかかわらず、財産処分の手続を取られていなかった。また、相知交流文化センターに配置のプロジェクター（平成 4 年 4 月購入分）は故障していたため、別の機器をリースしており使用していないにもかかわらず、財産処分の手続を取られていなかった。

適正な事務処理をされたい。

市民環境部 市民課（消費生活センター）

1 マイナンバーカード交付推進用自動車賃貸借業務について [指摘事項]

市民課では市内出張してマイナンバーカードの申請受付を行っており、出張先に機材等を搬入するなどの目的で1か月ごとにレンタカーを借り上げている。

レンタカーの賃貸事業者選定において毎月同じ2者に対して見積依頼を行っており、そのうちの1者については提出期限までに見積書の提出がなかったため辞退したものとして処理し、残りの1者に事業者決定するという一連の手続が1年以上も継続して行われていた。

この手続を漫然と継続していること自体が甚だ遺憾であり、経済性、効率性、有効性の観点に留意の上、市民や事業者にとって透明性、公平性を確保できる契約事務を行われたい。

市民環境部 税務課

1 システム改修の発注について [指摘事項]

令和6年度分個人住民税の定額減税に伴いシステム改修の必要性が生じ、既存システムのシステムベンダーから令和6年3月4日付けで税務課担当者の要望に応じた事前の見積書と発注書のひな形が提示され、同日に課長決裁で発注書を送付していた。

しかしながら、当該改修費用は部長決裁が必要な金額であり、また、発注書の送付後に1者による随意契約の実施伺いを起案し、令和6年3月6日付けでシステムベンダーに決定通知書を送付していた。

発注は決定通知以後にされるべきものであり、1者による随意契約といえども安易に発注せず適切な事務処理をされたい。

市民環境部 保険年金課

1 起案文の添付資料について [指摘事項]

令和5年10月18日起案の「負担割合変更に伴う後期高齢者医療被保険者証の送付について（伺い）」において、起案文内には対象者として「A氏他5名」との記載があったものの、他5名を記載したリスト等の関係資料が一切添付されておらず誰のものを処理したのか全く分からない状態であった。

起案ごとに処理対象者を把握できるようにすることは文書事務における基本中の基本である。同様の処理が複数見受けられたため、適切な事務処理をされたい。

2 国民健康保険人間ドック等検査費助成事業について [指摘事項]

標記事業について、国民健康保険人間ドック等受診助成請求書（以下「請求書」という。）を確認すると、国民健康保険人間ドック等検査費助成事業実施要綱の第8条に定められている請求書と異なる書式の請求書を使用されていた。

適正な事務処理をされたい。

市民環境部 環境課（空き家対策室）

1 任意団体に支出した負担金の会計事務について [指摘事項]

環境課に事務局を置く唐津市菖蒲産業廃棄物処理施設監視委員会は、市が構成団体の一員となっている任意団体である。当該団体に対しては、市から負担金 231,000 円を支出しており、令和 6 年度当該団体の収入予算に占める市の負担金の割合は約 38%を占めている。

当該団体の出納及び通帳管理等は、事務局である本市の担当が行っているが、当該団体には会計規程等がなく、適切な支出方法であるのか判断し難いものや、領収書等が適切に編てつされていないなど、会計事務に疑義が生じる点があった。

当該団体に係る現金は、唐津市財務規則の適用を受ける公金ではないが、本市の職員が出納及び通帳管理等の事務に携わっている以上、公金と同様の厳しい管理が求められるため、収支の根拠及び関係書類等を整備し、手続に関し必要な事項を定めることにより適切な会計事務に努められたい。

2 カーボンニュートラルチャレンジからつ補助金について [指摘事項]

標記補助金は、カーボンニュートラルチャレンジからつ補助金交付要綱に基づき、補助対象設備を導入する対象者に対し、補助金を交付しているが、対象設備であるコンポスト及び電動生ごみ処理機器を導入する際の要件には、機器を設置できる場所を有すること、自己の責任において機器を設置し、これを適切に維持管理することとあるのみで、市民であることを要件としておらず、市外の者でも当該補助金を申請できるようになっていた。

対象要件等の整備にあたっては適切なものとなるよう図られたい。

市民環境部 清掃センター

1 清掃センター最終処分場適正化に係る立地地域振興交付金について

[指摘事項]

標記交付金は、清掃センター最終処分場周辺の配慮を目的に地域の活性化を図るため、清掃センター最終処分場の立地地区に対して清掃センター最終処分場適正化に係る立地地域振興交付金交付要綱に基づき交付されている。

この交付金に関しては、令和3年度に1,387,261円、令和4年度に1,311,877円、令和5年度に1,393,760円で、合計4,092,898円の積立金が行われており、積立金の取扱いを定める交付金交付要領第4条において区は積立金事業状況報告書により報告することとなっているが報告を受けていなかった。

交付要綱等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

市民環境部 環境施設課

1 斎場等施設の運營業務委託について [指摘事項]

大平山斎苑、浜玉斎場さくら苑、相知巖木斎場、肥前斎場及び呼子霊葬場の5か所の斎場について、斎場管理運營業務委託を行っている。それぞれの施設は、1者随意契約を行っており、随意契約の理由は、「火葬場を管理運営する上で業務内容や設備の構造、性能を熟知している必要があり、短期間で他の業者に引き継ぐことが困難で火葬業務を滞らせることができず、安定的かつ円滑に業務を誠実に履行している唯一の事業者であるため」としているが、現在受注している事業者でなければ履行できないという1者随意契約の理由は成り立たない。随意契約ガイドラインに示されている5つの視点を確認の上、早急に対応し適正な契約事務を遂行されたい。

上記については、前々回の監査（平成25年度）及び前回の監査（平成30年度）においても、ほぼ同様の内容にて1者による随意契約の理由としてあげられ1者による随意契約をしていたため、競争入札を行わない理由が十分に説明できていないと指摘していたが、今回の監査においても改善点が見受けられず、誠に遺憾である。

また、斎場管理運營業務の委託料算定において、経費の不適切な計上が見受けられた。

2 墓地公園管理料について [指摘事項]

管理料の収納状況を確認すると、令和5年度決算額で8,196,000円であり増加傾向にある。一方で収入未済額を確認すると令和3年度決算で318,000円、令和4年度決算で276,000円、令和5年度決算で228,000円となっており、減少傾向にはあるものの、不納欠損処分もされている。債権管理については、本人や相続人等への請求や差押えなど早期に適切な対応を取られ、滞納や不納欠損という事態にならないよう適正な事務処理をされたい。

また、不納欠損後に墓地施設の撤去工事や原状回復等ができていない状況であり、相続上の問題等が生じてくること等を考慮の上、適切な管理をされたい。

3 備品の管理について [指摘事項]

斎場の収骨台車については、備品調書に記載があるのは大平山斎苑の2台のみであったため確認したところ、肥前斎場の2台及び呼子葬祭場の2台については備品台帳には登録されていたが、浜玉斎場さくら苑2台、相知厳木斎場2台の合計4台について斎場施設整備時に導入されたもので備品台帳に登録漏れとなっていた。

適正な事務処理をされたい。

市民環境部 人権・同和対策課

1 人権フォーラム『中学生・高校生の人権の広場』関係について [指摘事項]

当該業務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 人権フォーラム講師派遣業務委託において、実施伺いで特定の者を講演者と定め、一つの業者に講演会開催日時に当該講演者の講師派遣を取り扱っている業者がこの業者しかいないとして1者見積りで随意契約をしていたが、インターネットで確認すると複数の業者が当該講演者の講師派遣を取り扱っている状況が確認され、この1者の理由が適当であったかどうか疑義が生じた。

適正な入札又は見積合わせのうえで契約事務をされたい。

- (2) 人権フォーラムチラシ作成業務委託において、10,000枚の作成を業者に委託し、その内8,000枚以上を中学校や高校など学校で生徒に配っているが、令和5年度の会場は市役所本庁4階の大会議室で100人程度の会場であり、10,000枚ものチラシの配布が必要であったのか疑義があり、広報や宣伝の方法については検討の上もっと効果的な方法を取られたい。

なお、この委託業務についての業務完了報告書が業者から提出されておらず、市の監督・検査・確認報告書（工事外）も作成されていなかった。

2 同和地区中小企業振興資金貸付、住宅新築資金等貸付、同和地区結婚資金貸付関係について [意見・要望事項]

当課では、過去、同和地区における各種の貸付事業を展開していたが、多額の返済されていない貸付資金があり、現在はその債権管理に注力している。

当該3種の貸付資金の債権管理関係において、同和地区中小企業振興資金貸付で、貸付金償還猶予（減免）申請書が提出されその猶予（減免）を受けたい理由欄に理由が書かれているが、貸付条例第8条第1号や2号の規定に該当しないと考えられるものがあり、猶予する理由とはなり得ないものが見受けられた。他の貸付も同様の猶予事務がなされている。

また、公債権や私債権によって手続に差異はあるが、本人への請求や差押え、連帯保証人や相続人にも同様の対応を取り滞納とならないような措置を早期に取

っておくべきであったが、多額の償還金の滞納がある現状では、貸付金の回収は無論であるが債権放棄等による不納欠損を適時実施され、適正な債権管理に注力し事務処理に努められたい。

市民環境部 人権・同和対策課（人権ふれあいセンター唐津）

1 人権ふれあいセンター唐津清掃業務委託について [指摘事項]

当該委託業務において、施行業者から提出された業務報告書の写真には日付が入っておらず、いつの時点でなされた業務の写真か確認できないものであった。受託業者へは、適正な完了報告書及び写真等を提出させるよう指導されたい。

浜玉市民センター産業・教育課

1 がんばる地域応援事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、添付された領収書の中に、補助金交付決定通知前の日付の領収書があり、補助対象外の経費が対象経費として計上されていた。また、物品等の領収書が個人の立替による領収書となっているものや、リース車両の賃借料について、建設会社からのリース車両の仲介を行った個人名の領収書になっていた。さらに、領収書の宛名が申請団体名ではないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 地域交流イベント活動促進事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、添付された領収書の中に、補助金交付決定通知前の日付の領収書があり、補助対象経費として計上されていた。補助金交付決定通知前の経費は、補助対象外経費として計上すべきであった。

適正な事務処理をされたい。

厳木市民センター 総務・福祉課

1 改葬許可申請関係について [指摘事項]

墓地や納骨堂に収められた遺骨について、市民がその場所を移す際には改葬許可申請書を提出しなければならないが、その申請書に不備や記載漏れがある書類を補正させずに受領し許可証を発行していた。

適正な事務処理をされたい。

厳木市民センター 産業・教育課

1 施設修繕について [指摘事項]

厳木温泉佐用姫の湯の管理運営について協定書を締結しているが、次のような不適切なものが見受けられた。

協定書第 15 条で施設及び設備を維持するために必要な修繕及び改修について、修繕計画書に基づき市の負担と責任で行うものとなっており、施設の損傷や設備の故障等に関する修繕で軽微なものについては、市の承認を得て、指定管理者の負担と責任で行うことができるとされているが、指定管理者リスク分担表の維持管理リスクの分担については指定管理者の負担で行うとされている。

施設内のトイレドア開閉押釦取替工事 7,392 円については小規模の修繕であり、指定管理料の中に一定の修繕費用の金額も含まれていることから、指定管理者の負担と責任で実施しなければならなかったのではないかと思考する。

適正な事務処理をされたい。

北波多市民センター 産業・教育課

1 がんばる地域応援事業補助金（地域力促進枠）について [指摘事項]

標記補助金事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 北波多地域まちづくり会議からの実施報告書において、事業手当 33,000 円が事務に係る手当として実行委員会の役員の一人へ支出されていたが、事務手当が支出できるのは、事務を外注する場合に特に事務手当を支給できるというものであり、この支出については実行委員会の構成員である者への手当や賃金に類するものであったので補助対象外の経費とするべきであった。
- (2) 同じく、北波多地域まちづくり会議からの実施報告書において、市公民館の館長が、公民館長として実行委員会の副会長となり役員手当を受領していたが、公民館長は市の職員（会計年度任用職員）であり、その職務を行うに当たり市から報酬を受けているため、実行委員会の役員手当を受け取るのは疑義がある。

2 地域交流イベント活動促進事業補助金について [指摘事項]

標記補助金事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 北波多ふるさと夏まつり実行委員会の事業実施申込書をみると、交通安全指導員が実行委員会名簿に記載されていたが、交通安全指導員は市の条例によって委嘱された者であるため、その職で実行委員会の構成員となるに当たっては、交通安全指導員としての活動状況等の把握のためにも、市の委嘱した所管課に協議等行うべきであった。
- (2) 北波多ふるさと夏まつりと北波多ふれあいフェスタ、唐津焼の里ウォーク in 北波多のそれぞれの実績報告書において、実行委員会事務局業務委託料として 10,000 円が実行委員会の役員の一人へ支出されていたが、補助金の対象経費の考えでは、事務を外注する場合に特に事務手当を支給できるというものであり、この支出については実行委員会の構成員である者への手当や賃金に類するものであったので補助対象外の経費とするべきであった。

肥前市民センター 産業・教育課

1 がんばる地域応援事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、添付された領収書の中に、振込手数料を未計上の領収書が見受けられた。がんばる地域応援事業補助金交付要綱第5条において、補助対象事業費は補助対象経費の総額とすると規定されているため、補助金の実績報告書の審査については、厳格な審査及び適正な事務をされたい。

2 文化連盟等補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、支出を証明する書類として添付されている領収書の写しに、領収金額に手書きで見え消しの訂正を入れているもの、宛名と領収元が当該団体となっているものがあつた。

適正な事務処理をされたい。

鎮西市民センター 総務・福祉課

1 改葬許可書について [指摘事項]

墓地・埋葬等に関する法律第5条第1項の規定により改葬許可申請がなされたが、決裁日より前の日付にて改葬許可証を交付しているものがあった。

適正な事務処理をされたい。

鎮西市民センター 産業・教育課

1 行政財産使用料の減免について [指摘事項]

行政財産の使用許可申請が提出され、同時に行政財産使用料の減免申請が提出されていた。行政財産の減免について、行政財産使用料第4条第4号の規定により減免許可の決裁を市民センター長の決裁により取られていたが、平成31年3月29日付けの政策部長通知により、「市長が特に認めるもの」を適用する場合は、市長決裁を取ることとされている。

事務処理状況を確認のうえ、適正な事務処理をされたい。

なお、前述の平成31年3月29日付けの政策部長通知の際に「唐津市事務決裁規程の一部改正手続きを行っています」とされていたが、令和元年以降、事務決裁規程の改正は度々なされてはいるが、この部分の規定についての改正はなされていない。

制度所管課におかれては、早急に適切な対応をされたい。

2 がんばる地域応援事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実施報告書を確認すると、添付された領収書の中に、宛名が補助対象事業者でないものがあった。

補助金の実績報告書の審査については、厳格な審査及び適正な事務をされたい。

呼子市民センター 総務・福祉課

1 車両海上運搬業務について [指摘事項]

当課では、小川島で発生する一般廃棄物（不燃物等）の収集運搬車両を本土から島へ運搬するために、海上運搬の委託契約を締結している。

この委託契約に際し、船舶保険の加入の証である保険書の写しの提出を義務付け契約時に提出を受けていたが、業務契約期間中に保険期間が切れるものであったにもかかわらず、その後の保険の加入の有無を確認せず保険書の写しの提出をさせていなかった。

適正な事務処理をされたい。

2 小川島の一般廃棄物運搬業務について [指摘事項]

当課では、小川島で収集された一般廃棄物（可燃物）について、島から本土へ運搬するために、市が海上運搬の委託契約を締結している。

当該委託契約事務の実施伺いにおいて、作業日数が実施要領や設計書等で週 2 回の年間 102 回となっているが、実績報告書をみると受託者の理由とみられる欠航や天候不良等も含め契約内容どおりの業務回数となっておらず、その欠けた日数を協議した記録も欠けた日数分の減額等もなされていなかった。また、運搬料について、年間 1,122 箱×1,200 円で積算され市の提示する金額で契約されているが、実績報告書をみると運搬実績が年間 800 箱程度しかなく、設計書の積算と乖離があったので契約変更の検討の余地があったと思考する。

適正な事務処理をされたい。

呼子市民センター 産業・教育課

1 地域交流イベント活動促進事業補助金について [指摘事項]

標記補助金の実績報告書において、以下のような不適正な処理が見受けられたので適正な処理をされたい。

- (1) 宛名や使途の明記がない領収書、宛名が補助対象事業者名ではない領収書、収入証紙等の公租公課を補助対象経費としていた。
- (2) 補助金の交付決定日より前に支出した経費を補助対象経費と認めているもの

があった。

適正な事務処理をされたい。

2 祭り振興費について [指摘事項]

当課では、呼子大綱引を実施している呼子大綱引振興会へ補助金を交付している。

当該補助金交付事務において、設営費のミト作り費が各町の若衆会へ、若衆活動費が若衆頭会へそれぞれ支出されているが、その支出に関しては、若衆会等からの領収書しか添付がなく実際に何に使われたお金であるかが不明瞭となっていた。当該振興会の構成員に対しての支出であるならば、補助対象経費として計上すべきではないと思考されるので、適正な事務処理をされたい。

七山市民センター産業・教育課

1 国際溪流滝登り事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書（令和 5・6 年度）を確認すると、車両や機械器具の借上げ料が補助対象経費として支出されていたが、補助金交付要綱第 2 条において補助対象経費を規定されており、使用料及び賃借料は補助対象経費に掲げられていなかった。

また、補助金交付要綱において補助金の額は補助対象経費の 2/3 以内に相当する額となっているが、補助金の見直し及び補助金ガイドラインにより個別補助金としては 1/2 以内に移行するとされており未だに見直されていない。

適正な事務処理をされたい。

2 地域交流イベント活動促進事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、添付された領収書の中に、ポスター・チラシの作成業務の領収書を個人の立替による領収書となっているものがあり、数量の確認や金額の正当性を確認できないものであった。

適正な事務処理をされたい。

[参考説明]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

指 摘 区 分		基 準
指摘事項	公 表	合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反又は不当な事項、又は法規等には違反しないが、その妥当性（公正性、正確性、適正性、3 E（経済性、効率性、有効性）など）に問題があり不適切であると認められるもの
意見・要望事項		合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反とまでは言えないものや、その妥当性等に何らかの課題が認められるもので、指摘事項とまでは言えないが、監査委員が意見や要望等として表明し改善を求めるもの
指導・注意事項	非公表	上記に該当しない軽微な違反や不適切事項などで、口頭指導するもの

注：法規等とは、法令、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなどを含む広義のもの
妥当性には、広義の社会性や市民感覚等も含まれる